

オークネットライブオークション

【おまとめサービス】

会員利用規約

2019年5月28日改訂版

第1条(おまとめサービスの定義)

株式会社オークネット(以下、「当社」という)がおまとめサービスを提携するオークション会場(以下、「提携会場」という)に当社ライブオークションサービスを利用する会員が、入金前搬出、支払い口座を当社指定口座に一本化、支払い延長サービス「らくツパ」等の各種サービスをご利用できるサービスを「おまとめサービス」(以下、「本サービス」とする)と称する。

第2条(契約)

本サービスを利用する会員(以下、「おまとめ会員」という)は、別途に当社とオークネオステーション参加申込書兼契約書、本サービスの参加同意書、またはオークネオステーション追加利用サービス申込書を締結し、当社が定める【おまとめサービス】会員利用規約、運営規約、参加マニュアル等の各条項を遵守することを条件に、本サービスの提供を受けることを合意するものとする。

第3条(契約の成立時期)

本サービスの利用契約は、当社が本サービスの利用申込に応諾し、提携会場への初回参加可能日に成立する。

第4条(利用料金)

おまとめ会員は本サービスの利用にあたり、当社が別途定めるサービス利用料を支払うものとする。

第5条(中途解約)

- おまとめ会員が契約期間中において中途解約を希望する場合、当社が別途指定する手続きに則り解約手続きを行う。また当社が承認し、提携会場が該当おまとめ会員の登録内容変更、削除、おまとめ会員IDの変更を完了した日をもって中途解約が成立するものとする。
- おまとめ会員は、中途解約を申し出るにあたっては、本サービスに関わる全ての債務を当社の求めに応じて弁済するものとする。

第6条(参加資格)

おまとめ会員は以下の条件を満たしていなければならない。

- ①オークネオステーション参加申込書兼契約書、本サービスの参加同意書、またはオークネオステーション追加利用サービス申込書を締結していること。
- ②当社プレミアム会員もしくはレギュラー会員で且つ、提携会場に参加する為の契約を締結していること。
- ③当社が提供する他のサービスにおいて、過去に規約違反等による参加資格取消等の履歴がないこと。
- ④当社が申し込み内容を確認、審査を行い、参加が適当と判断した会員であること。

第7条(継続的立替払)

- おまとめ会員が本サービスにより商品を落札した場合、おまとめ会員は当社に対し、落札した商品代金及び取引に付随して発生する諸手数料等の提携会場への立替払を継続的に委託し、当社はこれを継続的に受託

するものとする。

- 2、当社から提携会場へ立替払する期間及び手段は当社と提携会場で決定するものとする。
- 3、おまとめ会員の当社への立替払金支払い期間については運営規約に定める。おまとめ会員は当社の定める期間内に当社に対し、立替払金額を支払い精算しなければならない。
- 4、前項にかかわらず、おまとめ会員が立替払金の精算若しくは別に定める諸手数料の支払いを遅延した場合、当社はおまとめ会員に対し直ちに本サービスの利用を停止することができる。

第8条(保証義務、連帯保証人及び担保の差し入れ)

- 1、当社が債権保全のため必要と認めるときは、おまとめ会員は当社の請求により、当社の承認する連帯保証人をたて、又は担保を差し入れるものとする。
- 2、連帯保証人は本契約に基づくおまとめ会員の当社に対する一切の債務を保証し、おまとめ会員と連帯して債務履行の責に任ずるものとする。但し、代表者以外の連帯保証人の保証する限度額は1000万とする。
- 3、当社が必要と認めるときは、おまとめ会員に対し連帯保証人または担保の追加、変更を求めることがある。この場合おまとめ会員は直ちに当社が認める連帯保証人をたて、又は担保の追加、変更をするものとする。
- 4、連帯保証人は、当社が、その都合により担保もしくは他の連帯保証人を解除しても免責を主張しないものとする。

第9条(参加条件の制限)

- 1、当社は、取引実績その他諸般の事情に応じて、おまとめ会員の取引限度額その他の参加条件を設定・変更することができるものとする。
- 2、おまとめ会員が、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合、当社は当該おまとめ会員に対し制裁を課し、または参加条件を制限することができるものとする。
 - ①本規約等に定める債務の支払いを遅滞したとき
 - ②落札車両の名義変更手続が所定の期限までに履行されないとき
 - ③クレームもしくは紛争の処理において、当社が本規約に基づいて判断した裁定の結果に従わないとき
 - ④業務委託先・提携会場等から規約違反又は、債務不履行等の情報提供があったとき
 - ⑤その他、当社が取引を不相当であると認めるとき
- 3、前項に基づく制裁または参加条件の制限は、次のとおりとする。
 - ①取引限度額の変更
 - ②「本サービス」に関するサービスの利用停止
 - ③落札車両の搬出、納車に関する制限

第10条(サービスの一時停止)

おまとめ会員は本サービスの定期及び臨時の点検、あるいは通信回線やシステムトラブル、補修等、その他やむを得ない事由により、本サービスが一時停止する場合があることを了解し、当該本サービス一時停止を理由とする損害賠償請求等は行わない。

第11条(免責)

おまとめ会員は以下の事由により、被った損害について、当社に賠償を求めないものとする

- 1、本サービスのシステム、通信機器の故障等の原因により発生する、データの消失または破損
- 2、天変地異、雷、火災、地震、停電、通信障害、その他、不可抗力により通常の機能及びサービスが提供できない場合
- 3、その事由の如何を問わず、第三者にID及びパスワードが盗用され、損害が発生した場合
- 4、本サービスのシステム、通信機器の故障等により提携会場のセリが正常に放映できなかった場合
- 5、おまとめ会員が機器の操作を誤ったため発生した損害
- 6、パソコン機器やPOS、マウス等の故障、障害により発生した損害
- 7、本サービス利用に伴う、おまとめ会員と一般顧客及び第三者間のトラブル及び損害

第12条(権利の譲渡及び貸与)

おまとめ会員は本サービスを利用する権利を第三者に譲渡又は貸与することができない。

第13条(契約解除及び賠償責任)

- 1、おまとめ会員が次の各号のいずれかに該当したときは、当社は何等の勧告も要せず、おまとめ会員は期限の利益を失い、当社は参加を解除することができる。
 - ①仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知、もしくは、租税公課の滞納処分を受けまたはこれらの申立処分、通知を受けるべき事由を生じたとき。
 - ②自ら振出した手形、小切手が1回でも不渡りになったとき。又は、手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ③おまとめ会員が個人の場合、死亡したとき、又はおまとめ会員にかかる成年後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任されたとき。
 - ④第9条2項に該当したとき。
 - ⑤住所変更の届出を怠るなどおまとめ会員の責めに帰すべき事由によって当社におまとめ会員の住所が不明となったとき。
- 2、おまとめ会員が次の各号のいずれかに該当したときは、当社からの請求又は通知により、おまとめ会員は期限の利益を失い、当社は参加を解除することができる。
 - ①支払期日に立替払金、諸手数料等、当社に対する支払を遅延したとき。
 - ②本規約条項のいずれかにでも違反、又は従わないとき。
 - ③経営(信用及び財務)状況が相当悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
 - ④監督官庁より営業の取消し、停止の処分を受けた場合。
 - ⑤違反行為を行った場合。
 - ⑥当社のグループ会社もしくは、他のオークション会場での参加取引状況により、当社がおまとめ会員の本サービスへの参加を不相当と認めた場合。
 - ⑦その他、当社がおまとめ会員の本サービスへの参加を不相当と認めた場合。
- 3、当社は、当社が本規約に基づく本サービスを廃止する場合には、書面による1ヶ月前の告知を行なうことにより、本サービスの契約を解除することができる。この場合、当社はおまとめ会員の被る被害について賠償の責を負わないものとする。
- 4、おまとめ会員は、災害、労働争議、その他やむを得ない事由により本サービスの継続が困難となったときは、当社と協議のうえ、本サービスの契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

第14条(管轄裁判所)

本サービスに関する紛争の解決については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条(施行)

- 1、 本規約は2011年10月11日をもって施行する。
- 2、 本規約の一部を変更する。2012年 4月23日改定、施行
- 3、 本規約の一部を変更する。2015年 1月14日改定、施行
- 4、 本規約の一部を変更する。2016年 8月29日改定、施行
- 5、 本規約の一部を変更する。2017年 6月 1日改定、施行
- 6、 本規約の一部を変更する。2018年10月29日改定、施行
- 7、 本規約の一部を変更する。2019年 5月28日改定、施行

オークネットライブオークション

【おまとめサービス】

運営規約

2023年 9月 8日改訂版

第1章 参加

第1条(与信)

- 1、1日あたりの総与信限度額は、株式会社オークネット(以下「当社」という)が新たにおまとめサービス(以下、「本サービス」という)用に設定する。但し、原則として当社の与信額を上限とする。尚、与信増額は対応不可とする。
- 2、与信額について本サービスを利用する会員(以下「おまとめ会員」という)は一切の異議申立はしないものとする。
- 3、与信限度額についての問い合わせ先は当社とする。

第2条(代金の決済)

- 1、落札車両代金、落札手数料、リサイクル料、その他当該取引における諸費用については、当社から落札翌営業日に発行される「おまとめサービス計算書」にて請求するものとする。
- 2、手形、小切手類での支払いは一切不可とする。
- 3、当社に対する支払いは、当社指定口座に振り込むものとし、落札当日を含み6銀行営業日の15時までを期限とする。
- 4、落札車両のクレーム発生時も前項の期日までの支払いとする。尚、クレーム解決に伴いおまとめ会員に返還すべき差額が発生した際は、解決後提携会場のルールに従い、当社がおまとめ会員に速やかに支払うものとする。
- 5、福祉車両の消費税の取扱いは、当該提携会場の規約、規定に従うものとする。

第3条(譲渡書類)

- 1、譲渡書類は、おまとめ会員からの当社に対する入金を確認された後の発送とする。
- 2、譲渡書類は、原則落札した提携会場または当社より、おまとめ会員に発送とする。
入金遅延があった場合、及び支払延長サービス(以下「らくツパ」という)利用の場合において、当社が提携会場から譲渡書類の交付を受け、おまとめ会員から当社への入金確認後、当社よりおまとめ会員に発送とする。

第4条(商談)

商談は、提携会場と直接のやり取りとする。商談落札車を本サービスの対象としたい場合は、おまとめ会員用IDにて商談申し込みをするものとする。尚、商談成立後のID変更は対応不可とする。

第5条(遅延損害金)

おまとめ会員が負担する債務の支払いを怠った場合、日歩5銭の割合によって、遅延損害金を当社に支払うものとする。

第6条(所有権の移転及び留保等)

- 1、落札車両の所有権は、落札したおまとめ会員が当社に対し落札代金等の精算を完了し、当社が当該提携会場にその代金を支払った時点で、落札したおまとめ会員に移転するものとする。但し、Honda Auto Auctionでの落札車の所有権移転時期については、Honda Auto Auction 規約に準ずるものとする。又、おまとめ会員が落札した車両の代金を当社に支払う前に、当社がその代金を当該提携会場に立替払いした場合は、その時点からおまとめ会員が当社に対する落札代金立替金の支払いを完了するまで、当該車両の所有権を一時的に当社が留保するものとする。
- 2、当社が落札代金の立替払いを行ってから、おまとめ会員が当該立替払い金を精算するまでの間、立替払い金を担保する為、落札車両の所有名義を当社名義に変更できるものとする。
- 3、おまとめ会員は落札車両の受領後、当該車両にかかる立替払金を精算するまでの間、善良なる管理者の注意をもって、当該車両を管理し、譲渡、貸与、担保提供、その他当該車両を第三者に占有させる等、当社の所有権を侵害しかねない行為を禁止とする。

第7条(自動車税相当額等)

- 1、当社はおまとめ会員が残存車検のある車両を購入した場合、当該提携会場の規約、規定に則り、自動車税相当額等を預かり、会場から入金があった額を同額返金するものとする。
- 2、おまとめ会員が当該提携会場の規約、規定に則り移転登録または抹消登録を完了した車両分のみ、おまとめサービス計算書にて自動車税未経過相当額の返金処理をする。
- 3、おまとめ会員は、名義変更通知期限を過ぎ、当該提携会場が当該車両の名義変更を確認する必要を認めた場合、当該提携会場が定める代行費用を負担するものとする。
- 4、おまとめ会員は移転登録した車両を同一年度内に抹消登録(二次抹消)した場合、提携会場の規約、規定に従い、自動車税の再精算ができるものとする。
- 5、軽自動車の場合と一部提携会場での落札車両において、当社は当該提携会場が定める名義変更保証金をおまとめ会員より預かるものとする。おまとめ会員が当該提携会場の規約、規定に則り、名義変更完了通知を当該提携会場の定める期限内に行った場合、当該提携会場が定める額をおまとめ会員に当社より返金するものとする。
- 6、軽自動車名義変更保証金の返金はおまとめサービス計算書にて精算するものとする。
- 7、軽自動車の税止めはおまとめ会員にて行うものとし、税止めを行わなかった事実が判明した場合は、当該提携会場が定めるペナルティー料金を当社に支払うこととする。

第8条(名義変更)

- 1、おまとめ会員はナンバー付き車両を落札した場合、当該提携会場の規約、規定に定める名義変更期限内に名義変更の手続きを完了するものとする。
- 2、おまとめ会員が前項の期限内に名義変更せず、名義変更を遅延した場合は、当該提携会場が定めるペナルティー料金を当社に支払うものとする。
- 3、おまとめ会員はナンバー付き車両の名義変更が完了した場合、当該提携会場の定める期限内に提携会場に通知(FAX)するものとする。
- 4、おまとめ会員は譲渡書類を紛失、あるいはその効力を失効させた場合、当該提携会場に再交付、差し替え依頼するものとする。この場合、当該会場が定めるペナルティー料金を当社に支払うものとする。

第9条(リサイクル料)

リサイクル料預託済み申告のあるものは、当社が提携会場の規約、規定に従い、リサイクル預託金相当額を精算するものとする。

第10条(禁止行為)

- 1、第三者に本サービスを利用、閲覧、その他これに類似する行為をさせてはならない。
- 2、自社もしくは、それに準ずるものによる出品車両を、自社のIDで落札する行為をしてはならない。

第11条(規約の改定)

- 1、当社が必要と認めた場合、会員利用規約、運営規約、その他関係規定の改定を随時行う事ができるものとする。
- 2、当社は、前項の変更を行う場合、事前に予告期間をおいて、当社 WEB サイトに掲載または電話、電子メールで通知することにより、変更後の本規約の内容を利用会員に公開する。変更後の本規約は、当社が本規約を利用会員に公開したときから、適用する。

第2章 審査規定

第1条(クレーム及びトラブルの処理)

- 1、落札車両等について、クレーム等が発生した場合、おまとめ会員は提携会場の規約、規定及び参加マニュアル等に従うものとする。
- 2、落札車両等についてのクレーム申告、対応は、おまとめ会員が、提携会場の規約等に則って提携会場と直接やり取りするものとし、当社は関与しないものとする。
- 3、提携会場の裁定の結果について、おまとめ会員は従うものとする。
- 4、提携会場の裁定の結果に従わない場合、おまとめ会員は当社より参加制限されても、異議の申立をしないものとする。
- 5、提携会場とのクレーム対応にて、車両キャンセルの場合など、おまとめ会員に返金処理が発生する場合、提携会場の規約等に則って精算するものとする。

第2条(サービス利用停止)

おまとめ会員が次のいずれかに該当する時は、当社は何等の勧告も要せず、直ちに「本サービス」の利用を停止することができる。

- 1、落札車両代金、自動車税相当額、各種手数料、陸送料金が支払い期限を過ぎても入金確認出来ない場合。
- 2、当社が設定する与信限度額を超えた場合。
- 3、提携会場のクレーム裁定に従わない場合。
- 4、当社および提携会場が禁止する行為又は不当と判断される行為を行った場合。
- 5、当社から登録番号に電話をしても連絡が取れない場合、当社調査により展示車が大幅に減少し、あるいは展示車が存在しないことが判明した場合、営業時間中に社内に代表者や従業員がいない場合、おまとめ会員とは無関係の第三者が社内を占有している場合等、おまとめ会員の業務が正常に運営されていないと当社が判断した場合。

第3条(当日契約の解除)

おまとめ会員が落札した落札車両に対し、オークション当日に提携会場から、売買契約の解除の申し出がある場合、おまとめ会員はこれを受諾しなければならない。

第4条(その他)

本規約に記載の無い内容については、基本的に当該提携会場の規約、規定、運用マニュアル、「おまとめサービス」参加同意書、オークネオステーション参加申込書兼契約書及び裏面条項、ライブオークション会員参加契約書等に準じ、対応するものとする。

第3章 付帯サービス

第1条(「らくツパ 21」「らくツパ 42」「らくツパ 63」支払い延長サービス)

- 1、落札した日から最大21日間の支払い繰り延べを可能とするサービスを「らくツパ 21」と称する。また、落札した日から最大42日間の支払い繰り延べを可能とするサービスを「らくツパ 42」と称する。更に、落札した日から最大63日間の支払い繰り延べを可能とするサービスを「らくツパ 63」と称する。ただし「らくツパ 63」が適応となる車輛は、車検無し車輛に限るものとする。
- 2、サービス利用に際しては別途審査を要する。審査の結果、サービスの提供が出来ない場合もあり得るものとする。
- 3、フォークリフト等書類のない一部車両については、「らくツパ 21」「らくツパ 42」「らくツパ 63」の申込を受け付けない。
- 4、「らくツパ 21」「らくツパ 42」「らくツパ 63」の申請は基本的に落札当日の当社営業時間内に、当社までFAXにて申請するものとする。但し、「自動らくツパ 21」「自動らくツパ 42(車検付きらくツパ 21)」「自動らくツパ 42(車検付きらくツパ 42)」「自動らくツパ 63(車検付きらくツパ 21)」「自動らくツパ 63(車検付きらくツパ 42)」の登録を申請し当社が受領した場合は、FAX 申請なしで、自動的に支払延長される。
- 5、「らくツパ 21」「らくツパ 42」「らくツパ 63」(自動含む)の申込後の取り消しは、当日のみ有効とする。また、「らくツパ 21」「らくツパ 42」「らくツパ 63」申込後、支払期日前に入金した場合でも、手数料は返金されない。
- 6、「らくツパ 21」「らくツパ 42」「らくツパ 63」は、当社が指定した「らくツパ利用限度額」の範囲内で利用するものとする。既に「らくツパ 21」「らくツパ 42」「らくツパ 63」サービスの利用があり、追加して利用することにより「らくツパ利用限度額」を超えることとなる場合には、既に落札した車両のうち、基本的に落札日時の古いものから随時台ごとに精算するものとする。落札車両代金が「らくツパ利用限度額」を超える車両には「らくツパ 21」「らくツパ 42」「らくツパ 63」サービスを利用できないものとする。
- 7、「らくツパ 21」「らくツパ 42」「らくツパ 63」手数料は、おまとめサービス計算書にて請求するものとする。
- 8、「らくツパ」対象車両の書類有効期限または名義変更期限が残り 10 日となった時点で、当社はおまとめ会員に通知し、第1項に関わらず請求するものとする。おまとめ会員は、請求に従って直ちに支払いをするものとする。
- 9、落札車両価格は落札手数料、自動車税相当分、消費税等は含まない。
- 10、「らくツパ 21」手数料は落札後 21 日まで一律の手数料とし、「らくツパ 42」手数料は落札後 42 日まで一律の手数料とし、「らくツパ 63」手数料は落札後 63 日まで一律の手数料とする。
- 11、当社は、落札された提携会場から書類が前日までに到着しているものに関し、15時までの着金確認分をその当日に発送し、15時以降の確認分については、翌日発送とする。

(らくツパ 21、らくツパ 42、らくツパ 63 手数料一覧)

落札車両価格	らくツパ 21 手数料	らくツパ 42 手数料	らくツパ 63 手数料
～50万円未満	4,000円/台	6,000円/台	8,000円/台
50～100万円未満	8,000円/台	12,000円/台	16,000円/台
100～150万円未満	12,000円/台	18,000円/台	24,000円/台
150～200万円未満	16,000円/台	24,000円/台	32,000円/台
200～250万円未満	20,000円/台	30,000円/台	40,000円/台
250～300万円未満	24,000円/台	36,000円/台	48,000円/台

※以降、落札車両価格が 50 万円加算される毎に、らくツパ 21 手数料はそれぞれ 4,000 円ずつ、らくツパ 42 手数料はそれぞれ 6,000 円ずつ、らくツパ 63 は手数料はそれぞれ 8,000 円ずつ上昇する。(別途、要消費税)

第2条(自動陸送サービス)

- 1、「本サービス」での落札車両を、当社が委託した陸送業者(以下、「指定陸送業者」という)により自動的に会場より搬出し、おまとめ会員指定場所まで輸送するサービスを自動陸送サービスと称する。
- 2、自動陸送サービスを利用する為には、事前登録を必要とする
- 3、落札車両の輸送代金はおまとめ会員の負担とする。
- 4、陸送費の支払いは当社より月末締め請求とし、当社指定口座に翌月 25 日までに支払うものとする。
- 5、おまとめ会員は落札車両の受領に立会い、車両状態確認を行わなければならないものとする。
- 6、その他陸送規定は指定陸送業者の規約、規定等に準ずるものとする。
- 7、陸送に起因する事故、クレーム処理等が発生した場合、指定陸送業者の規約、規定に準ずるものとする。
その際、当社は一切の責任を負わないものとし、指定陸送業者とおまとめ会員間で協議等を行うものとする。
但し、当社が必要と判断した場合は当社が介入し、おまとめ会員はその解決方法に従うものとする。

第3条(施行)

- 1、本運営規約は2011年10月11日より施行する。
- 2、本規約の一部を変更する。2012年 1月25日改定、施行
- 3、本規約の一部を変更する。2012年 4月23日改定、施行
- 4、本規約の一部を変更する。2015年 1月14日改定、施行
- 5、本規約の一部を変更する。2017年 6月 1日改定、施行
- 6、本規約の一部を変更する。2018年10月29日改定、施行
- 7、本規約の一部を変更する。2019年 5月28日改定、施行
- 8、本規約の一部を変更する。2023年 9月 8日改定、施行